

第4 補償と福祉事業の内容

1 補償と福祉事業の種類

補償と福祉事業の種類及び対応は、次のとおりです。

区 分	補 償	福 祉 事 業
療 養 中	A 療養補償	—
	B 休業補償	ア 休業援護金
	C 傷病補償年金	イ 傷病特別支給金 ウ 傷病特別給付金
	D 介護補償	エ 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
障害が残った 場合	E 障害補償	オ 障害特別支給金
	E1 年金又は 一時金	カ 障害特別援護金 キ 障害特別給付金 ク 障害差額特別給付金
	E2 障害補償年金 差額一時金	ケ 外科後処置に関する事業 コ 補装具に関する事業
	E3 障害補償年金 前払一時金	サ リハビリテーションに関する事業 シ アフターケアに関する事業
死亡の場合	F 遺族補償	ス 遺族特別支給金
	F1 遺族補償年金 F2 遺族補償一時金 F3 遺族補償年金 前払一時金	セ 遺族特別援護金 ソ 遺族特別給付金
	G 葬祭補償	—
船員の特例	H 予後補償	—
	I 行方不明補償	—
そ の 他	—	タ 奨学援護金 チ 就労保育援護金 ツ 長期家族介護者援護金

※次ページ以降の金額は、令和7年4月1日現在（金額は改正される場合があります。）

2 補償の内容

A 療養補償

負傷又は疾病が治癒するまでの間、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給します。

療養の範囲は次に掲げるもので、療養上相当と認められるものです。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑥ 移送（通院費など）

B 休業補償

療養のため勤務できない場合で、給与を受けないとき支給します。

勤務できない期間について、1日当たり平均給与額（⇒P. 87 以下参照）の100分の60に相当する額を支給します。

C 傷病補償年金

療養の開始後1年6か月を経過しても治癒せず、障害の程度が地公災法施行規則別表第2に定める傷病等級（P. 111 参照）に該当する場合、傷病等級に応じて年金を支給します。

傷病等級	年 金 額
第1級	平均給与額に313を乗じて得た額
第2級	〃 277 〃
第3級	〃 245 〃

※他法に基づく年金受給のため、減額調整される場合があります。

D 介護補償

傷病等級第2級以上又は障害等級第2級以上の年金受給権者が、その障害により常時又は随時介護を要する状態（要件あり）で、現に介護を受けている場合に、介護に要する費用を支給します。病院等に入院している場合には、支給されません。

区分	要件	支給月額
常時介護	介護費用が月額85,490円超	介護費用実費（上限177,950円）
	介護費用が月額85,490円以下又は親族などによる介護	85,490円（支給事由発生月は、介護費用実費）
随時介護	介護費用が月額42,700円超	介護費用実費（上限88,980円）
	介護費用が月額42,700円以下又は親族などによる介護	42,700円（支給事由発生月は、介護費用実費）

E 1 障害補償（年金又は一時金）

治ゆ（症状固定）したとき、地公災法施行規則別表第3に定める程度の障害（P.112～113 参照）が残った場合、障害等級に応じて年金又は一時金を支給します。

障害等級	支給額（年金）	障害等級	支給額（一時金）
第1級	平均給与額の313日分	第8級	平均給与額の503日分
第2級	〃 277日分	第9級	〃 391日分
第3級	〃 245日分	第10級	〃 302日分
第4級	〃 213日分	第11級	〃 223日分
第5級	〃 184日分	第12級	〃 156日分
第6級	〃 156日分	第13級	〃 101日分
第7級	〃 131日分	第14級	〃 56日分

※ 第1級～第7級については、他法に基づく年金受給のため、減額調整される場合があります。

E 2 障害補償年金差額一時金

障害補償年金の受給権者が死亡した場合には、既に支給された年金と障害補償年金前払一時金の額の合計額が次の表に定める額に満たない場合、遺族に対してその差額を支給します。

障害等級	支給額
第1級	平均給与額の1,340日分
第2級	〃 1,190日分
第3級	〃 1,050日分
第4級	〃 920日分
第5級	〃 790日分
第6級	〃 670日分
第7級	〃 560日分

E 3 障害補償年金前払一時金

障害補償年金の受給権者が申し出た場合、障害補償年金差額一時金で定める支給額（限度額）を限度として、前払いで一時金を支給します。

申し出ることのできる金額は、限度額の範囲内で、平均給与額の1,200日分、1,000日分、800日分、600日分、400日分、200日分のいずれかです。

F 1 遺族補償年金

被災職員が公務又は通勤により死亡した場合、死亡の当時被災職員の収入によって生計を維持していた受給資格者たる遺族^(※1)に年金が支給されます。

年金額は、受給資格者の人数の区分に応じた額^(※2)となっており、受給資格者のうちの最先順位にある遺族（受給権者）に対してのみ支給されます。

※ 1 遺族補償年金の受給資格者と受給権者の順位

受給資格者			受給権者の順位
祖父母	60 歳以上の者		6
	55 歳以上 60 歳未満の者（特例遺族）		11
父母	60 歳以上の者	養父母	3
		実父母	4
	55 歳以上 60 歳未満の者（特例遺族）	養父母	9
		実父母	10
兄弟姉妹	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又は 60 歳以上の者		7
	55 歳以上 60 歳未満の者（特例遺族）		12
配偶者	妻又は 60 歳以上の夫		1
	55 歳以上 60 歳未満の夫（特例遺族）		8
子	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者		2
孫	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者		5

（注）年齢は職員の死亡当時のもの。被災職員と生計維持関係のあった者に限る。

※ 2 遺族補償年金の支給額

受給資格者の人数		支給額（年金）
1 人	① ②の妻以外の者である場合	平均給与額の 153 日分
	② 55 歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻	〃 175 日分
2 人		〃 201 日分
3 人		〃 223 日分
4 人以上		〃 245 日分

※他法に基づく年金受給のため、減額調整される場合があります。

F 2 遺族補償一時金

被災職員が公務又は通勤により死亡した場合で、次のときには一時金が支給されません。

- ① 職員の死亡の当時、遺族補償年金の受給資格者がいないとき
 - ・年齢制限により受給資格者にならない場合
 - ・被災職員と生計維持関係にあった遺族がいない場合 など
- ② 遺族補償年金の支給開始後に受給資格者が失権し、他に受給資格者がなく、しかも既に支給された遺族補償年金（遺族補償年金前払一時金を含む）の額が、①により算定した一時金の額に満たないとき（差額が支給されます。）

①による一時金の受給資格者、受給権者の順位及び支給額は次表のとおりです。

遺族補償一時金の受給資格者、受給権者の順位及び支給額

受給資格者			受給権者の順位	支給額
祖父母	生計維持関係のあった 55 歳未満の者		6	1,000 日分
	生計維持関係のなかった者		13	1,000 日分
父母	生計維持関係のあった 55 歳未満の者	養父母	3	1,000 日分
		実父母	4	1,000 日分
	生計維持関係のなかった者	養父母	10	1,000 日分
		実父母	11	1,000 日分
兄弟姉妹	生計維持関係のあった者で、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了し、かつ、55 歳未満の者		7	1,000 日分
	生計維持関係のなかった者		14	1,000 日分
配偶者	生計維持関係のあった 55 歳未満の夫		1	1,000 日分
	生計維持関係のなかった者		1	1,000 日分
子	生計維持関係のあった者で、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了した者		2	1,000 日分
	生計維持関係のなかった者		9	1,000 日分
孫	生計維持関係のあった者で、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了した者		5	1,000 日分
	生計維持関係のなかった者		12	1,000 日分
その他主として生計維持関係のあった者	三親等内の親族（18 歳未満又は 55 歳以上（配偶者の父母、叔父叔母、甥、姪など））		8	700 日分
	その他の者		8	400 日分

（注）年齢は職員の死亡当時のもの。

支給額は、平均給与額の日数を表し、最先順位の者にのみ支給される。

F 3 遺族補償年金前払一時金

遺族補償年金の受給権者が申し出た場合、前払いで一時金を支給します。

申し出ることのできる金額は、平均給与額の 1,000 日分、800 日分、600 日分、400 日分、200 日分のいずれかです。

G 葬祭補償

葬儀を行う者に対し、315,000 円に平均給与額の 30 日分に相当する額を加えた金額（その金額が平均給与額の 60 日分に満たないときは、平均給与額の 60 日分に相当する額）を支給します。

H 予後補償、I 行方不明補償

- 予 後 補 償 船員の傷病が治癒した後、勤務できない場合で給与を受けないとき支給されます。
- 行方不明補償 船員が公務上行方不明になったとき支給されます。

3 福祉事業の内容

概要は次のとおりです。

ア 休業援護金

休業補償を受ける者に対して、1日当たり平均給与額の100分の20に相当する額を支給します。

イ 傷病特別支給金

傷病補償年金の受給権者に対し、傷病等級に応じて一時金として支給します。

傷病等級	支給額
第1級	114万円
第2級	107万円
第3級	100万円

ウ 傷病特別給付金

傷病補償年金の受給権者に対し、原則として傷病補償年金の額に100分の20を乗じた額を年金として支給します。ただし、150万円に次に掲げる率を乗じた額を上限とします。

傷病等級	率
第1級	365分の313
第2級	〃 277
第3級	〃 245

エ 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業

傷病補償年金の受給権者又は障害の程度が第3級以上の障害補償年金の受給権者に対し、介護人（ホームヘルパー）を派遣し、又はそれに必要な費用を支給します。（一部負担金を求めます。）

オ 障害特別支給金

障害補償の受給権者に対し、障害等級に応じて一時金として支給します。

障害等級	支給額	障害等級	支給額
第1級	342万円	第8級	65万円
第2級	320万円	第9級	50万円
第3級	300万円	第10級	39万円
第4級	264万円	第11級	29万円
第5級	225万円	第12級	20万円
第6級	192万円	第13級	14万円
第7級	159万円	第14級	8万円

カ 障害特別援護金

障害補償の受給権者に対し、障害等級に応じて一時金として支給します。

障害等級	公務災害	通勤災害	障害等級	公務災害	通勤災害
第1級	1,435万円	845万円	第8級	320万円	190万円
第2級	1,395万円	820万円	第9級	255万円	150万円
第3級	1,350万円	790万円	第10級	200万円	120万円
第4級	865万円	500万円	第11級	150万円	90万円
第5級	745万円	430万円	第12級	110万円	70万円
第6級	620万円	360万円	第13級	80万円	50万円
第7級	500万円	290万円	第14級	50万円	35万円

キ 障害特別給付金

障害補償の受給権者に対し、原則として障害補償（年金又は一時金）の額に100分の20を乗じた額を年金又は一時金として支給します。ただし、150万円に次に掲げる率を乗じた額を上限とします。

障害等級	率（年金）	障害等級	率（一時金）
第1級	365分の313	第8級	365分の503
第2級	〃 277	第9級	〃 391
第3級	〃 245	第10級	〃 302
第4級	〃 213	第11級	〃 223
第5級	〃 184	第12級	〃 156
第6級	〃 156	第13級	〃 101
第7級	〃 131	第14級	〃 56

ク 障害差額特別給付金

障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなった遺族等に対し、障害等級に応じて定率で支給されます。

ケ 外科後処置に関する事業

障害補償の対象となる程度の障害が残る者のうち、義肢装着のための断端部の再手術、義眼の装かん、局部神経症状の軽減のための処置、醜状軽減のための処置などが必要と認められる者に対し、指定する施設で現物給付の形で行い、又は処置に必要な費用を支給します。

コ 補装具に関する事業

障害補償の対象となる程度の障害が残る者に対し、義肢、装具その他基金が必要と認める補装具を支給します（一定の要件を満たす傷病補償年金の受給権者に支給されるものもあります。）。

サ リハビリテーションに関する事業

障害補償の対象となる程度の障害が残る者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復などの措置が必要であると認められるものに対し、原則として指定する施設で機能訓練などの訓練を行います。

シ アフターケアに関する事業

障害補償の対象となる程度の障害が残る者のうち、外傷による脳の器質的損傷を受けた者、その他特定の傷病を有する者に対し、療養補償に準じた措置を行います。

なお、傷病ごとに措置の期間、診察・薬剤等の回数・種類などが定められています。

ス 遺族特別支給金

遺族補償の受給権者に対し、受給権者の区分に応じて一時金として支給します。

遺族補償の受給権者	支給額
① 遺族補償年金の受給権者	300 万円
② 遺族補償一時金の受給権者のうち、次の者 a 配偶者 b 被災職員の生計によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 c b に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	300 万円
③ 遺族補償一時金の受給権者のうち①、②以外の者で、主として被災職員の生計によって生計を維持していた次の者 ・死亡当時 18 歳未満又は 55 歳以上の三親等内の親族 ・障害等級第 7 級以上の障害に該当する三親等内の親族	210 万円
④ 遺族補償一時金の受給権者のうち、①、②及び③に該当しない者	120 万円

セ 遺族特別援護金

遺族補償の受給権者に対し、受給権者の区分に応じて一時金として支給します。

遺族補償の受給権者	公務災害	通勤災害
遺族特別支給金の①に該当する者	1,735 万円	1,045 万円
遺族特別支給金の②に該当する者	1,735 万円	1,045 万円
遺族特別支給金の③に該当する者	1,215 万円	730 万円
遺族特別支給金の④に該当する者	695 万円	420 万円

ソ 遺族特別給付金

遺族補償の受給権者に対し、原則として遺族補償年金又は遺族補償一時金の額に 100 分の 20 を乗じた額を年金又は一時金として支給します。ただし、それぞれ 150 万円に次に掲げる率を乗じた額を上限とします。

○ 遺族補償年金の場合

遺族補償年金の受給資格者の人数		年金額に対する率
1 人	① ②の妻以外の者である場合	365 分の 153
	② 55 歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻の場合	〃 175
2 人		〃 201
3 人		〃 223
4 人以上		〃 245

○ 遺族補償一時金の場合

遺族補償一時金の受給権者	一時金額に対する率
遺族特別支給金の②に該当する者	365 分の 1,000
遺族特別支給金の③に該当する者	〃 700
遺族特別支給金の④に該当する者	〃 400

タ 奨学援護金

遺族補償年金等などの年金の受給権者で、平均給与額が 16,000 円以下の者のうち、次の①～④のいずれかに該当する者に対し、月額として支給します。

- ① 遺族補償年金の受給権者のうち、学校等に在学する者（以下「在学者等」）であって学資等の支弁が困難と認められるもの
- ② 遺族補償年金の受給権者のうち、被災職員の収入によって生計を維持していた子（婚姻をしている者などを除く。）である在学者等と生計を同じくしている者で、その在学者等に係る学資等の支弁が困難と認められるもの
- ③ 障害等級が第 1 級から第 3 級までの障害補償年金の受給権者のうち、在学者等であって学資等の支弁が困難と認められるもの
- ④ 傷病補償年金又は障害等級が第 1 級から第 3 級までの障害補償年金の受給権者のうち、在学者等である子（婚姻をしている者などを除く。）と生計を同じくしている者で、その在学者等に係る学資等の支弁が困難と認められるもの

在学者等の区分ごとの支給月額、次のとおりです。

在学者等の区分	支給月額
小学校、特別支援学校の小学部の在学者	16,000 円
中学校、特別支援学校の中学期の在学者など	21,000 円
高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第 1 ～ 3 学年、専修学校の高等課程等の在学者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者等を対象とする普通職業訓練等を受ける者など	20,000 円
大学、高等専門学校の第 4 ～ 5 学年・専攻科、専修学校の専門課程の在学者、公共職業能力開発施設等において職業訓練（上記を除く）を受ける者、職業能力開発総合大学校において職業訓練等を受ける者	39,000 円

チ 就労保育援護金

遺族補償年金等などの年金の受給権者^(※)で、平均給与額が16,000円以下の者のうち、就労のため保育所・幼稚園等に預けられている未就学の児童の保育に係る費用を援護する必要があると認められる者に対して支給されます。

支給額は、保育所等に預けられている者1人につき月額8,000円です。

※ 支給対象者の範囲は、奨学援護金の支給対象者と同様です。

ツ 長期家族介護者援護金

傷病補償年金又は障害補償年金の第1級の受給権者のうち、せき髄その他神経系統の機能や精神の著しい障害又は胸腹部臓器の機能の著しい障害により常時又は随時介護を要する者が、年金の支給開始事由が生じた日の翌日から10年経過した後に死亡した場合、一定の要件を満たす遺族に対し100万円を支給します。ただし、死亡原因が遺族補償の対象となる場合には支給されません。